

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和3年9月1日（水）

午前10時00分 開会

午前11時26分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	伊波一男
委員	山城康弘
委員	米須清正
委員	呉屋 等
委員	岸本一徳

副委員長	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	知名康司
委員	桃原 朗
委員	桃原 功

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（0名）

委員	—
----	---

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局長	東川上 芳光
議事係長	平田 駒子

課長	仲村厚子
担当主査	大城拓也

○ 協議案件

1. 第439回宜野湾市議会定例会の運営について
2. 全国市議会議長会依頼事項について
3. 議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取扱いについて
4. その他

議会運営委員会（要旨）

令和3年9月1日（水）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【協議事項】

第439回宜野湾市議会定例会の運営について

○伊波一男 委員長 第439回定例会に上程される案件は、補正予算7件、条例3件、契約2件、報告5件、決算認定10件、その他1件の計28件である。

まず「一般質問の時間制限」については、従来どおり答弁を含めないで1人30分以内とすることによろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 次に「通告締切日時」については、9月3日（金）の午後5時までとしてよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 次に「陳情書等の取扱い」について、請願が1件、陳情が12件提出されており、陳情は1件ごとに協議してまいりたい。

まず1番目、「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情」の取扱いを協議していただきたい。

○岸本一徳 委員 上程。

○知名康司 委員 上程。

○桃原朗 委員 上程。

○知念秀明 委員 上程。

○米須清正 委員 上程。

○桃原功 委員 上程。

○伊波一男 委員長 本件については、「上程」とすることに決定する。

次に2番目、「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情」の取扱いについて協議していただきたい。

○知名康司 委員 配付止まり。

○桃原朗 委員 配付止まり。

○知念秀明 委員 配付止まり。

○米須清正 委員 上程。

○桃原功 委員 上程して、意見を聞くべきである。

○岸本一徳 委員 配付止まり。

○伊波一男 委員長 本件については、全会一致を見ないため「配付止まり」とすることに決定する。

次に3番目、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」の取扱いについて協議していただきたい。

○岸本一徳 委員 上程。

○桃原功 委員 上程。

○米須清正 委員 上程。

○知名康司 委員 配付止まり。

○桃原朗 委員 配付止まり。

○知念秀明 委員 配付止まり。

○伊波一男 委員長 本件については、全会一致を見ないため「配付止まり」とすることに決定する。

次に4番目、「令和3年度市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請」の取扱いについて協議していただきたい。

○桃原功 委員 上程。

○米須清正 委員 上程。

○知念秀明 委員 上程。

○桃原朗 委員 上程。

○知名康司 委員 上程。

○岸本一徳 委員 上程。

○伊波一男 委員長 本件については、「上程」とすることに決定する。

次に5番目、「県産品の優先使用」の取扱いについて協議していただきたい。

○桃原朗 委員 上程。

○桃原朗 委員 上程。

○米須清正 委員 上程

○桃原功 委員 上程。

○岸本一徳 委員 上程。

○知名康司 委員 上程。

○伊波一男 委員長 本件については、「上程」とすることに決定する。

次に6番目、「「コロナワクチンの中止を求める」陳情」の取扱いについて協議していただきたい。

○岸本一徳 委員 配付止まり。

○米須清正 委員 配付止まり。

○桃原功 委員 配付止まり。

○知念秀明 委員 配付止まり。

○桃原朗 委員 配付止まり。

○知名康司 委員 配付止まり。

○伊波一男 委員長 本件については、全会一致を見ないため「配付止まり」とすることに決定する。

次に7番目、「PCR検査の乱用中止と新型コロナ過剰対策撤廃」の取扱いについて協議していただきたい。

○知念秀明 委員 配付止まり

○米須清正 委員 配付止まり。

○桃原功 委員 配付止まり。

○岸本一徳 委員 配付止まり。

○知名康司 委員 配付止まり。

○桃原朗 委員 配付止まり。

○伊波一男 委員長 本件については、全会一致を見ないため「配付止まり」とすることに決定する。

次に8番目、「児童生徒のマスク着用、不着用の自由化を求める陳情」の取扱いについて協議していただきたい。

○桃原功 委員 配付止まり。

○米須清正 委員 配付止まり。

○知念秀明 委員 配付止まり

○桃原朗 委員 配付止まり。

○知名康司 委員 配付止まり。

○岸本一徳 委員 配付止まり。

○伊波一男 委員長 本件については、全会一致を見ないため「配付止まり」とすることに決定する。

次に9番目、「核兵器禁止条約への政府の署名と国会の批准を求める意見書」を国の機関に提出することを求める陳情」の取扱いについて協議していただきたい。

○岸本一徳 委員 上程。

○知名康司 委員 配付止まり。

○桃原朗 委員 配付止まり。

○知念秀明 委員 配付止まり

○米須清正 委員 上程。

○桃原功 委員 上程。

○伊波一男 委員長 本件については、全会一致を見ないため「配付止まり」とすることに決定する。

次に10番目、「議員定数の削減を求める陳情」の取扱いについて協議していただきたい。

○桃原朗 委員 配付止まり。

○知念秀明 委員 配付止まり

○米須清正 委員 配付止まり。

○桃原功 委員 配付止まり。

○岸本一徳 委員 配付止まり。

○知名康司 委員 配付止まり。

○伊波一男 委員長 本件については、全会一致を見ないため「配付止まり」とすることに決定する。

次に 11 番目、「公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情」の取扱いについて協議していただきたい。

○知名康司 委員 上程。

○桃原朗 委員 上程。

○知念秀明 委員 上程

○米須清正 委員 上程。

○桃原功 委員 上程。

○岸本一徳 委員 上程。

○伊波一男 委員長 本件については、「上程」とすることに決定する。

次に 12 番目、「コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請」の取扱いについて協議していただきたい。

○桃原功 委員 上程。

○岸本一徳 委員 上程。

○知名康司 委員 上程。

○桃原朗 委員 上程。

○知念秀明 委員 上程

○米須清正 委員 上程。

○伊波一男 委員長 本件については、「上程」とすることに決定する。

次に、「委員会への付託省略案件」について、事務局より説明させたい

○議会事務局 議案第 63 号「宜野湾市個人情報保護条例及び宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容は上位法であるデジタル庁設置法の改正により、個人情報の提供先が総務大臣から内閣総理大臣への変更と号のずれとなっている。市民の情報開示手続きについては何ら変更ないとのことである。軽易な条例改正であるため委員会付託の省略を提案したい。

○伊波一男 委員長 質疑があれば伺いたい。

○桃原功 委員 今の提案は付託省略であり、本会議で質疑はできると理解してよいか。

○議会事務局 定例会 2 日目に質疑できる。

○伊波一男 委員長 提案のとおり議案第 63 号を省略してよいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 先ほど上程することが決定した陳情について、「令和 3 年度市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請」、「県産品の優先使用について」の 2 件は、従前のとおり委員会付託を省略して進めてよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 本 2 件については、2 日目に上程し、説明、質疑委員会付託を省略し表決となる。そのとおり進めてよいか。

（「異議なし」のという者あり）

○伊波一男 委員長 また、その他の案件及び請願 1 件の付託先については従来どおり、議長に一任してよろしいか。

（「異議なし」のという者あり）

○伊波一男 委員長 次に、「早期採決」について事務局より説明させたい。

○議会事務局 配付している「資料1」を説明したい。

(事務局より「資料1」を説明する)

○伊波一男 委員長 質疑があれば伺いたい。

○桃原功 委員 「議案第56号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)」について、子育て世帯生活支援特別給付金事業に関して早期採決の依頼理由の記載があるが、補正予算には、他の事業も含まれているのか。

○議会事務局 今回の早期採決依頼は、本事業のみではなく「議案第56号」全体を指している。委員会付託されるので十分審査した上での中間表決の流れである。

○桃原功 委員 理解した。

○伊波一男 委員長 「早期採決」について、9月17日(金)の一般質問初日の冒頭に採決してよいか。

(「異議なし」のという者あり)

○桃原功 委員 中間表決はこの2件のみか。

○議会事務局 そのとおりである。

○伊波一男 委員長 次に「会期の決定」について協議したい。まず、各会派の一般質問予定人数について報告をいただきたい。

(各会派からの質問予定者の報告、質問者数21名)

○議会事務局 宮城力議員は、病気療養中のため9月定例会は全日欠席する旨、本人より連絡があったことを報告する。

○伊波一男 委員長 一般質問日程の各人数を事務局より提案させたい。

○議会事務局 17日4名、21日4名、22日4名、24日3名、27日3名、28日3名の日程を提案する。

○呉屋等 委員 中間表決のある17日は4名とのことだが、表決する議案は2件のみで時間はそれほどかからないと捉えてよいか。

○議会事務局 10分程度と予想している。また、一般質問後半の日程は、本会議終了後に、政策討論会全体会や全員協議会の開催も検討されていることから、一般質問人数を各3名と提案した。

○伊波一男 委員長 一般質問予定人数は21名であり、一般質問は6日間としたい。会期については9月8日から29日までの22日間としてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 次に追加案件について、事務局より説明させたい。

○議会事務局 配付している「資料3」を説明したい。

(事務局より「資料3」を説明する)

○伊波一男 委員長 質疑等あれば伺いたい。

○桃原功 委員 我々も以前に、専決処分の指定について金額の承認をしたが、頻繁に出て来ては困ると指摘したつもりであった。早速このように出てきているが、本会議場で質疑はできるのか。

○議会事務局 質疑はできる。議会の委任による専決処分であるため、休憩中の質疑となる。

○**桃原功 委員** 議事録に載らないということか。なぜ休憩中質疑なのか。他の報告に対する質疑も議事録に載っていないのか。

○**議会事務局** 先例集に「専決処分の承認は、議事日程事項として表示し、議案に対する質疑・付託の日に質疑を行う。ただし、地方自治法第 180 条に基づく専決処分の報告については、案件上程・説明の日に議題とし、休憩中に質疑を行うことを例とする。」と記載があることによる。

○**桃原功 委員** 理解した。

○**伊波一男 委員長** 追加議案として提出された、報告第 16 号は、定例会初日の 9 月 8 日に上程することでよいか。

（「異議なし」という者あり）

【協議結果】

第 439 回定例会の運営について、以下のとおり決定（全会一致）した。

- ①一般質問の時間制限：答弁を含めないで 1 人 30 分以内
- ②陳情書等の取扱い：全 12 件（上程 5 件）
- ③委員会付託省略案件：議案第 63 号、陳情 2 件
- ④会期：9 月 8 日から 29 日までの 22 日間（別紙のとおり）
- ⑤中間表決：9 月 17 日（議案第 56 号、議案第 60 号）
- ⑥追加案件：報告第 16 号を今定例会初日の 9 月 8 日に上程する。

【協議事項】

全国市議会議長会依頼事項について

○**伊波一男 委員長** 本件について、事務局より説明させたい。

○**議会事務局** 配付している「資料 4」を説明したい。

（事務局より「資料 4」を説明する）

○**伊波一男 委員長** 本件は、全国市議会議長会より意見書の提出を各市議会へ依頼するものであるが、議会運営委員会で取り扱うこととしてよいか伺いたい。

○**桃原功 委員** 意見書を出すことについては賛同したいが、ある程度理解を深めるために当局から説明を受けることは可能か。

○**議会事務局** 前年度も、全国市議会議長会から同様に依頼があり、各派代表者会議に諮り議会運営委員会が所管することとなり、本委員会で取扱った経緯がある。説明を聴取するということになると、税に関する内容は総務常任委員会が所管するという考え方もある。

○**上地安之 議長** 取扱いについて議会運営委員会で諮るということだが、所管先委員会で十分熟知し深めていくことが必要と考える。その点について説明した方がよい。

○**議会事務局** 内容が税関係となっており、本来であれば総務常任委員会が所管した方がよいと考えるが、この場で議会運営委員会が所管してもよいというご意見があれば、それもよいと考える。

○**桃原功 委員** 資料 4 は、全国市議会議長会から各市議会に宛てた意見書提出依頼で

ある。上地議長も、九州議長会や全国市議会議長会で既に承認している内容だとすると、改めて本市議会で議論することはふさわしくないという考え方もある。しかし、例えば4番の事項を例に挙げると、自動車税の環境性能割について、更なる延長は断じて行わないこと、とあるがこれは国民の視点から見ると臨時的軽減は、やってほしいことであり、公共団体の立場では、財政の収入が減額される。どこの視点に立てばよいのか、分からないため、認識を深め理解する時間があればありがたい。

○**呉屋等 委員** 本員も4番に関しては桃原功委員と同じ考えである。宜野湾市議会として意見書を出すのであれば、「地方交付税等により補填すること」というところまで踏み込むべきであり、宛先についても、「沖縄担当大臣」を追加した方がよいと考える。

○**伊波一男 委員長** まず議会運営委員会で取り扱うか確認したい。

○**岸本一徳 委員** 全国市議会議長会で議決された意見書の内容を全国の各市議会においても総意として提出してほしいとの依頼があるという認識でよいのか。その場合、宜野湾市議会だけ内容を変えてもよいのか。

○**上地安之 議長** これはあくまでも「たたき台」であり、宜野湾市として内容を確認していくべきと考える。そのために、どの委員会で所管するか決めて、そこでしっかり議論していくべきとの認識である。他市の状況はいかがか。

○**議会事務局** 那覇市議会は、議会運営委員会で取り扱い、本日開催の本会議で、案のとおり意見書を可決する見込みとのことである。そのほか、豊見城市は議会運営委員会、うるま市は総務常任委員会で取り扱うとのことである。

○**桃原功 委員** 所管を総務常任委員会とすると、また最初からの説明となるため、議会運営委員会で扱った方がよい。岸本委員の指摘については、意見書内容の確認程度の説明を聴取したいのでご理解いただきたい。また、呉屋委員からの意見の「沖縄担当大臣」の宛先追記に賛成である。

○**岸本一徳 委員** 本件は、今議会で、結論を出さないと意味のない意見書になるのか。

○**伊波一男 委員長** 資料4の依頼文に「9月定例会で」と記載されている。

○**上地安之 議長** 税に関する内容であるため、逆算するとやはり9月議会と考える。

○**伊波一男 委員長** 取扱いについては、他市の事例及び前回の同様の全国市議会議長会からの意見書提出依頼の際の前例から、議会運営委員会で取扱うこととしてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○**伊波一男 委員長** 次に文案については、持ち帰り検討したい会派はあるか。

○**知名康司 委員** 持ち帰り検討したい。

○**呉屋等 委員** 委員会での検討を止めるということではなく、中身に対して持ち帰り検討したい。

○**伊波一男 委員長** では、報告も兼ねながら会派に持ち帰り、宛先も含め各会派で協議していただきたい。では、次回の日程は、8日の本会議終了後でよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○**知念秀明 委員** 意見書文案について、先程から出ていた、「記」の4番、自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、延長された場合、本市の税収はどうか、担当部局から説明を聴取したいが可能か。

○**議会事務局** 次回の委員会にて、税務課長より説明聴取することよろしいか。

○伊波一男 委員長 そのように進めてよろしいか。
（「異議なし」という者あり）

【協議結果】

全国市議会議長会からの意見書提出依頼について、議会運営委員会で取扱うこととし、次回、税務課より文案の内容についての見解を聴取する。

【協議事項】

議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取扱いについて

○伊波一男 委員長 本件について、事務局より説明させたい。

○議会事務局 資料5について説明したい。

（事務局より、「資料5」を説明する）

○伊波一男 委員長 質疑があれば伺いたい。なければ説明のあった、市民意見に対する議会運営委員会としての対応及び回答案を会派へ持ち帰り検討していただき、次回、8日の委員会で集約してまいりたい。

○議会事務局 修正意見等あれば、8日午前中までに事務局へ連絡をしていただき、事前に集約した上で、委員会へ報告したい。

○伊波一男 委員長 そのように進めてよろしいか。
（「異議なし」という者あり）

【協議結果】

市民意見への対応及び回答案について、各会派持ち帰り検討し、8日に集約する。

【協議事項】

その他

○伊波一男 委員長 ほかに何かあれば伺いたい。

○呉屋等 委員 今定例会で上程される令和2年度一般会計予算の決算について、歳出1款「議会費」は、委員会及び本会議で質疑できないため、全員協議会等、全議員で確認する場を設けていただきたい。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で政務調査や所管事務調査が実施できない状況であったので、市民への説明できるよう、議会費の資料を基に改めて議員全員で共通認識を持ちたい。

○伊波一男 委員長 本件は、議会運営委員会又は全員協議会のどちらで取り扱う方がふさわしいか。

○上地安之 議長 各派代表者会議にて、取扱いの場を協議したい。

○伊波一男 委員長 そのように進めてよろしいか。
（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 他にあれば伺いたい。

○知名康司 委員 現在、基地関係特別委員会で、普天間基地から放出されたPFOS

の件で審議しているが、放出前の時点では、議会運営委員会で取扱った経緯がある。理由は、普天間基地関係により起こされた事件、事故は基地関係特別委員会の所管とし、その他は議会運営委員会が所管する旨の申合わせ事項によるものであった。当初も「事件、事故」に該当するか疑義があったので、その定義を確認したい。また、同一の案件について、放出前に議会運営委員会で取り扱ったのであれば、継続して同委員会で審議した方がよいという意見もあった。これらの点について申合わせの確認をしたい。

○山城康弘 委員 もう少し詳細に説明していただきたい。

○呉屋等 委員 会派から出た意見としては、今回は、既に取決めた申合わせ事項のとおり、放出後は「事件」という認識により、基地関係特別委員会での所管となった。しかし、継続性の観点からすると、議会運営委員会で取り扱った案件は、その後「事件」という認識に変わったとしても、引き続き同委員会で取り扱った方が、早く結論が出せるとの意見である。このような場合、臨機応変な対応とするか、従来通りの今回の対応がよいのか、改めて議会運営委員会で諮っていただきたいという趣旨である。

○上地安之 議長 今の意見は、申合せからすると、普天間飛行場で発生した事件、事故の取扱いについては、基地関係特別委員会となっているが、放出前は、事件、事故には当たらないとのことで議会運営委員会で取扱うことになった。放出後は、事件、事故に変わったとの判断で、申合せのとおり所管は基地関係特別委員会となっている。ところが、「事件、事故」の定義も一体どうなっているのか、また、飲料水よりも低い濃度のPFOSを流したことは事件なのかという議論になっている。

○山城康弘 委員 飲料水よりも薄いというのは、米軍が言っていることである。市は、立会いのもとその水が採取され、2か月後の検査機関の結果を待っている状況下、米軍が一方的に放出し「濃度が薄い」と主張している。これには、個人的に非常に憤慨しており、事件につながると考える。市長が、放出しないよう要請しているにも関わらず調査結果が出ない水を流しているということ自体が重要な問題である。

○伊波一男 委員長 ただいまの意見を含め事件と認識する。申合せ事項は、議会運営委員会で定めているが、前回の改正は平成30年9月であり、4年間の動きを踏まえ改正することが望ましいものだと認識する。改選時に見直しの協議をした方がよいと考える。

ほかに何かあれば伺いたい。

○議会事務局長 先月、病気療養させていただき、その間の臨時会などを欠席したことについてお詫び申し上げますとともに、ご対応に感謝申し上げます。

○伊波一男 委員長 改修していた本会議場の天井の状況についても報告願いたい。

○議会事務局 議場の天井のコンクリート片落下については大変ご迷惑をおかけいたしました。先週改修工事が完了し9月定例会から本会議場が使用できることを報告する。

○伊波一男 委員長 他になければ終わりたいがよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午前11時26分）